

## 熊谷市地域公共交通会議設置要綱（案）

## （目的）

第 1 条 熊谷市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、熊谷市長が主宰し、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の目的に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び事業を実施するため設置する。

## （事務所）

第 2 条 交通会議は、事務所を埼玉県熊谷市宮町二丁目 47 番地 1 に置く。

## （業務）

第 3 条 交通会議は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。
- （2）形成計画の策定及び事業の実施に関すること。
- （3）前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

## （組織）

第 4 条 交通会議の委員は次に掲げる者とする。

- （1）熊谷市副市長
- （2）一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- （3）一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体
- （4）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- （5）住民の代表
- （6）関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- （7）熊谷警察署長又はその指名する者
- （8）埼玉県企画財政部交通政策課長又はその指名する者
- （9）道路管理者
- （10）鉄道事業者
- （11）その他交通会議が必要と認める者

## （役員の数及び選任）

第 5 条 交通会議に次の役員を置く。

- （1）会 長 1 人
- （2）副会長 1 人

(3) 監 事 2人

- 2 会長は、熊谷市副市長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、会長が委員の中からこれを選任する。
- 4 会長、副会長及び監事は兼ねることはできない。

(役員 の職務)

第6条 会長は交通会議を代表し、その会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代理する。
- 3 監事は、交通会議の会計を監査する。

(委員 の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会議)

第8条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議は、委員がやむを得ない理由により欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することで、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、出席委員の3分の2以上で決する。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 交通会議で協議が整った事項については、交通会議の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(小委員会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、熊谷市総合政策部企画課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年2月27日から施行する。

2 この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

3 この要綱は、平成22年2月2日から施行する。

4 この要綱は、平成27年 月 日から施行する。